

川崎市感染症検体等送付研修実施及び包装責任者管理要領

令和 7 年 7 月 2 日 川健感対第 4 3 2 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に基づき実施される「感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、並びに新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等」（以下「感染症発生動向調査事業等」という。）における病原体又は病原体検査のための検体（以下「検体等」という。）の運搬において、「貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」（以下「遵守事項」という。）に関する必要な知識及び技能を修得するため、「貨物自動車運送事業者により検体を送付するための研修会」（以下「研修」という。）を実施し、包装作業を行う者を適切に指導する能力を有する責任者（以下「包装責任者」という。）を養成するとともに、市内包装責任者の名簿を管理することを目的とする。

（研修対象者）

第 2 条 研修の受講対象者は、感染症発生動向調査事業等において「貨物自動車運送事業者（以下「ゆうパック等」という。）」を利用して検体等を送付する機会のある、原則として市内に所在する関係機関（病院、診療所、登録衛生検査所及びその他の検査施設等）に所属し、検体等送付の際の遵守事項の確認及び証明を担当する者とする。

（実施主体）

第 3 条 研修の実施主体については、次のとおりとする。

（1）川崎市

（2）登録衛生検査所等により構成される団体もしくは臨床検査技師等の職能団体、又は市内に所在する登録衛生検査所等（以下「登録衛生検査所等」という。）。ただし、あらかじめ市に届出を行った場合に限るものとする。

（研修内容）

第 4 条 研修の実施内容については、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

（1）病原体等の取扱いに関する法令及び通知

（2）研修開催の経緯及び趣旨（事故発生事例の紹介等を含む。）

（3）梱包方法及び包装物への表示

（4）各機関（施設）内における周知及び教育等

（5）包装責任者の選定、人事異動時の注意

（6）ゆうパック等の窓口への説明及び確認を求められた際の対応

（7）その他遵守事項に関すること

(研修の届け出)

第5条 登録衛生検査所等が前条各号に掲げる事項を含む研修を実施するときは、あらかじめ貨物自動車運送事業者により検体を送付するための研修会実施届(第1号様式。以下「実施届」という。)を健康福祉局長宛てに提出するものとする。

2 健康福祉局長は、前項の規定により実施届が提出されたときは、届出内容が市の実施する研修と同等であることを確認した上で実施届を受理する。

(受講済証の交付)

第6条 健康福祉局長は、川崎市が実施した研修の修了者に対し、貨物自動車運送事業者により検体を送付するための研修会受講済証(第2号様式)を交付するものとする。

(実施報告)

第7条 第5条の規定により実施届を提出した登録衛生検査所等は、研修実施後、速やかに貨物自動車運送事業者により検体を送付するための研修会実施報告書(第3号様式)を健康福祉局長に提出するものとする。

(包装責任者の設置等)

第8条 市内に所在する関係機関(病院、診療所、登録衛生検査所及びその他の検査施設等)は、包装責任者を設置又は変更したときは、遅滞なく包装責任者の選定・変更届(第4号様式)により健康福祉局長に届出るものとする。

(名簿の管理)

第9条 健康福祉局長は、川崎市及び登録衛生検査所等が実施する研修修了者(国若しくは都道府県等により主催される包装責任者に必要な知識及び技能を修得するための研修等を受け主催者の証明を得た者を含む。)及び包装責任者について、研修修了者及び包装責任者等管理名簿(第5号様式。以下「名簿」という。)を作成し管理するものとする。

2 名簿の管理にあたっては、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

3 他自治体等から、名簿への登載の有無について問合せがあった場合は、必要に応じて問合せに応じるものとする。

(合同開催)

第10条 研修については、他自治体等と合同で開催できるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月2日から施行する。